平成２５年（フ）第８８号
新潟県村上市山居町１丁目11番41号
債務者　後藤　政寿
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２４２号
福井市新田塚２丁目72番３号　新田塚団地Ｃ棟208号
債務者　濵中喜美子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
住所不定、住民票上の住所福井県越前市不老町第３号13番地17
債務者　藤田　忠浩（旧姓田部）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
福井県越前市粟田部町第20号14番地１、旧住所福井県越前市粟田部町第28号38番地
債務者　玉村　光男
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
福井県大野市泉町２番３号
債務者　宇野　昭治
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
長野県上田市常磐城１丁目４番16号　メープル上田１号棟102号
債務者　宮崎　　力
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４５号
長野県上田市下之条149番地３　メゾンＡＫ１－Ｂ号
債務者　清水　健彦
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４７号
長野県上田市手塚973番地１
債務者　市村智枝子（旧姓浜・高桑）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１９０号
長野県安曇野市豊科5162番地４
債務者　小林　弘行
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３２４号
岐阜市鏡島西１丁目５番72―203号　マンション鏡島
債務者　岡地　明恵
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７４号
岐阜市柳津町栄町７番地１　旭ツヴェルフ102号室
債務者　前田　啓子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８１号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北７丁目133番地
債務者　宮川　妙子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０９号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番32―204号
債務者　中谷　真規
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１９号
奈良県大和郡山市馬司町131番地　西畑荘
債務者　白光化成こと　中畑　保雄
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２０号
奈良県大和郡山市馬司町131番地　西畑荘
債務者　中畑　定子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３３７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北１丁目12番23号
債務者　南　芙美男
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３６２号
奈良市大宮町１丁目４番21―210号
債務者　村井　千賀
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
鳥取県米子市祇園町２丁目24番地２　１―201号
債務者　松浦　伸哉
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部